

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、福岡県内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）によって被災した建物等の解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等に関し、福岡県（以下「甲」という。）が、一般社団法人福岡県建造物解体工業会（以下「乙」という。）に協力要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(災害廃棄物)

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物とする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「被災建物の解体撤去等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 災害廃棄物の収集運搬
- (4) 前三号の実施に必要な事業

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する被災建物の解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災建物の解体撤去等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、被災建物の解体撤去等に乙からの円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、被災建物の解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急時等文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 解体すべき被災建物の内容
- (3) 解体用機材及び収集運搬車輛の台数等
- (4) 解体等の希望日時
- (5) 解体及び収集の場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、被災建物の解体撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 解体した被災建物の内容
- (3) 解体用機材及び収集運搬車輛の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 解体及び収集の場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき実施した被災建物の解体撤去等に要した費用については、要請を行った市町村等が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県環境部廃棄物対策課、乙においては一般社団法人福岡県建造物解体工業会事務局とする。

(他被災都道府県への支援)

第10条 甲が、被災した他都道府県における被災建物の解体撤去等について支援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(会員の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、会員の解体用機材及び収集運搬車輛の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 小川 洋

乙 福岡市南区大橋2丁目15番9号104号室
一般社団法人 福岡県建造物解体工業会

会 長 平 典明